

改正

平成30年 3月30日訓令第51号  
令和元年 9月27日訓令第18号  
令和 2年 6月 1日訓令第80号  
令和 7年 2月18日訓令第12号

鹿角市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鹿角市が発注する測量、設計及び調査の業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタントの5業務。以下「建設コンサルタント5業務」という。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号。以下「規則」という。）第106条の規定により最低制限価格を設定するときの取扱いについて定めるものとする。

(対象業務)

**第2条** 最低制限価格を設定する委託業務は、建設コンサルタント5業務とする。ただし、特別な理由により最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の設定)

**第3条** 最低制限価格の設定に当たっては、業務ごと定める最低制限価格の範囲内で、契約権者が予定価格算出の基礎とした設計書を基に、別表に基づき算出する。ただし、次の各号に定める業務ごとに算出した額が入札比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に対して、業務ごとに定める最低制限価格の範囲を超える又は満たない場合は当該各号に定める額とする。

- (1) 測量又は土木関係コンサルタント+補償コンサルタント（その他原価・一般管理費タイプ）の場合 当該業務の入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該業務の入札比較価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）、10分の6に満たない場合にあっては、当該業務の入札比較価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満切上げ）
- (2) 土木関係コンサルタント+補償コンサルタント（諸経費・技術経費タイプ）の場合 当該業務の入札比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該業務の入札比較価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）、3分の2に満たない場合にあっては、当該業務の入札比較価格に3分の2を乗じて得た額（千円未満切上げ）
- (3) 建築コンサルタントの場合 当該業務の入札比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該業務の入札比較価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）、10分の6に満たない場合にあっては、当該業務の入札比較価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満切上げ）
- (4) 地質調査の場合 当該業務の入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該業務の入札比較価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）、3分の2に満たない場合にあっては、当該業務の入札比較価格に3分の2を乗じて得た額（千円未満切上げ）

**第4条** 市長は、最低制限価格の円滑な運用を図るため、入札参加者に対して、次の事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者を落札者又は落札候補者とししないこと。
- (3) その他必要な事項

(落札者又は落札候補者の決定)

**第5条** 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいた場合には、当該入札者を落札者又は落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

(入札の不調)

**第6条** 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札を不調とするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(鹿角市最低制限価格制度実施要綱の一部改正)

2 鹿角市最低制限価格制度実施要綱（平成21年鹿角市訓令第82号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(鹿角市競争入札等事務処理要綱の一部改正)

3 鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「鹿角市最低制限価格制度実施要綱」を「鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱」に改め、「第82号）」の次に「、測量・建設コンサルタント等については、鹿角市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要綱（平成29年鹿角市訓令第28号）」を加える。

附 則（平成30年3月30日訓令第51号）

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和元年9月27日訓令第18号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の各要綱等の規定は、令和元年10月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前に入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月1日訓令第80号）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和7年2月18日訓令第12号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）最低制限価格算定表

区分		判断基準(1)	判断基準(2)	判断基準(3)	判断基準(4)	最低制限価格 最低制限価格の範囲	
業務	測量	直接測量費の100%	測量調査費の100%	諸経費の60%	—	判断基準(1)～判断基準(3)の合計額 6/10～9/10	
	土木関係コンサルタント+補償コンサルタント(諸経費・技術経費タイプ)	直接人件費の90%	(技術経費+諸経費)の60%	—	—	判断基準(1)及び判断基準(2)の合計額 2/3～8/10	
	土木関係コンサルタント+補償コンサルタント(その他原価・一般管理費タイプ)	直接人件費の100%	直接経費の100%	その他原価の90%	一般管理費等の50%	判断基準(1)～判断基準(4)の合計額 6/10～9/10	
	建築コンサルタント	(直接人件費+特別経費)の100%	(技術料等経費+諸経費)の60%	—	—	判断基準(1)及び判断基準(2)の合計額 6/10～8/10	
	地質調査	解析等調査を含まないもの	直接測量費の100%	間接調査費の90%	諸経費の50%	—	判断基準(1)～判断基準(3)の合計額 2/3～9/10
		解析等調査を含むもの	直接調査費の100%	間接調査費の90%	解析等調査業務費の80%	諸経費の50%	判断基準(1)～判断基準(4)の合計額 2/3～9/10

備考 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。